

羽生訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人徳州会が開設する羽生訪問看護ステーション（以下「事業所」
う。）で行なう訪問看護は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、病気や怪我等により在宅療養を必要とする者に対し、介護保険法による指定居宅サービス事業者または健康保険法による指定訪問看護事業者として、適切な事業運営を行うため、介護保険法に基づく指定訪問看護（以下「介護保険指定訪問看護」という。）及び健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「健康保険法指定訪問看護」という。また、介護保険指定訪問看護と健康保険指定訪問看護を総称し、（「指定訪問看護」という。）の実施について必要な事項を定める。

（事業の運営の方針）

- 第2条 訪問看護の実施にあたっては、かかりつけ医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 羽生訪問看護ステーション
- (2) 所在地 埼玉県羽生市大字下岩瀬 446 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名（兼任）
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員等 看護師常勤換算で3名以上（非常勤、看護師、准看護師を含む）
指定訪問看護の提供に当たる。
なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時までとする。

ただし土曜日は8時30分から12時30分までとする。

(3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・入浴介助・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護保険法あるいは健康保険法による厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、利用者の定められた負担額とする。

2 介護保険で居宅サービス計画書の基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を徴収するものとする。

但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

3 健康保険指定訪問看護を提供した場合、基本利用料として利用者から支払を受ける額は、法で定める額及び保険各法で定める額とする。

(1) 指定訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対して、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し同意を得るものとする。

(2) 健康保険指定訪問看護に要した(自動車を使用した場合)交通費は訪問回数を問わず、月額1,000円(消費税別途あり)を徴収する。

4 死後の処置料は、10,000円(消費税別途あり)とする。

5 前一項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、羽生市、行田市、加須市の区域とする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者・事業者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行なった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す

る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(事業継続の取り組み)

第14条 感染症や災害が発生した場合においても、利用者が継続して指定訪問看護を受けられるように計画し、その計画に従い、必要な研修や訓練を実施する。

(衛生管理・感染症予防)

第15条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、指針を整備する。また、研修会や訓練を実施し、適切な対応に努める。

(身体的拘束)

第16条 指定訪問看護の提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと)を記録するものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を以下のとおりとする。

- 2 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- 3 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- 5 事業所は、従事者が利用者、利用者の家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合はサービスの提供を制限することができる。
- 6 相談対応のため担当者や窓口を定め、従業者に周知する。
- 7 職員は研修等に参加し、全職員が対応できるように努める。

（その他運営についての留意点）

第18条 事業所は、業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1） 採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2） 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人徳州会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。（苦情処理とハラスメント対策を分けて記載）

（身体的拘束の追加）